

あわ北「新市まちづくり計画」



吉野町・土成町・市場町・阿波町

あわ北合併協議会

平成23年12月変更 阿波市

平成27年 3月変更 阿波市

令和 3年 3月変更 阿波市

あわ北「新市まちづくり計画」

吉野町・土成町・市場町・阿波町

あわ北合併協議会

平成23年12月変更 阿波市

平成27年 3月変更 阿波市

令和 3年 3月変更 阿波市

目 次

I 序 論	1
1 合併の必要性	1
（1）日常生活圏の拡大	1
①通勤・通学圏	1
②買物行動	2
③日常生活圏とまちづくり	2
④広域行政の現状	3
（2）少子・高齢化への対応	6
（3）地方分権の進展	7
（4）厳しい財政状況	8
①国の状況	8
②あわ北4町の状況	9
2 計画の位置づけ	10
（1）合併特例法上の位置づけ	10
（2）あわ北4町の総合計画との関係	10
（3）新市の総合計画との関係	10
3 計画策定の方針	10
（1）計画の趣旨	10
（2）計画の構成	10
（3）計画の期間	10
（4）行財政運営の方針	10
II あわ北4町の概況	11
1 あわ北4町の現況	11
（1）歴史的経緯	11
①吉野町	11
②土成町	11
③市場町	11
④阿波町	11
（2）行政区画の変遷	12
（3）位置・地勢	13
①位置・地勢	13
②気候	14

(4) 人口・世帯.....	15
①人口・世帯.....	15
②面 積.....	15
(5) 地域指定.....	16
2 主要指標の見通し.....	17
(1) 人口.....	17
(2) 世帯.....	18
Ⅲ 新市まちづくりの基本方針.....	19
1 新市の将来.....	19
(1) 地域を担う人々に求められるもの.....	19
(2) 阿波市の将来像.....	19
2 新市まちづくりの基本理念.....	20
3 新市まちづくりの目標.....	20
(1) まちづくりの目標.....	20
(2) まちづくりの方向.....	22
Ⅳ 新市まちづくりの主要施策.....	23
1 施策の体系化.....	23
2 まちづくり事業.....	24
(1) 一人ひとりを大切にし、人が輝くまちづくり.....	24
(2) 安全で安心して暮らせるまちづくり.....	26
(3) 自然が輝く美しい環境のまちづくり.....	28
(4) 暮らしを支える生活基盤の充実したまちづくり.....	29
(5) 賑わいと交流・産業が発展するまちづくり.....	31
(6) 市民に開かれたまちづくり.....	32
Ⅴ 公共的施設の統合整備.....	34
Ⅵ 財政計画.....	35

I 序 論

1 合併の必要性

21 世紀を迎え、行政を取り巻く状況は大きく変化しています。日常生活圏の拡大、高齢化の進展による行政需要の増大や地方分権の進展に伴い、これまでにない新たな行政課題に対応していかなければなりません。

また、住民ニーズも多様化しており、質の高いきめ細かな行政サービスの提供も求められています。

このような状況において、様々な課題に的確に対応するために、これからの自治体は、効率的な行政運営の確立やより主体的な行財政運営の推進を図る必要があります、そのための有効な手段として、市町村合併の必要性が指摘されています。

それでは、吉野町、土成町、市場町及び阿波町（以下「あわ北4町」という。）の状況は、どのようになっているのか、地域の現状と課題について確認することになります。

（1）日常生活圏の拡大

あわ北4町における住民の日常生活圏の状況を知るために、「通勤・通学圏」と「買物行動」に着目し、その現状を把握することになります。

①・通勤・通学圏

通勤・通学の状況は、次の図のようになっており、あわ北4町内における相互の流出・流入よりも麻植郡鴨島町や美馬郡脇町への流出が顕著に表れています。

平成7年と平成12年との比較では、あわ北4町内での流入・流出及びあわ北4町から他地域への流入・流出の比率が高くなっており、自町以外の地域へ圏域が拡大していることがわかります。

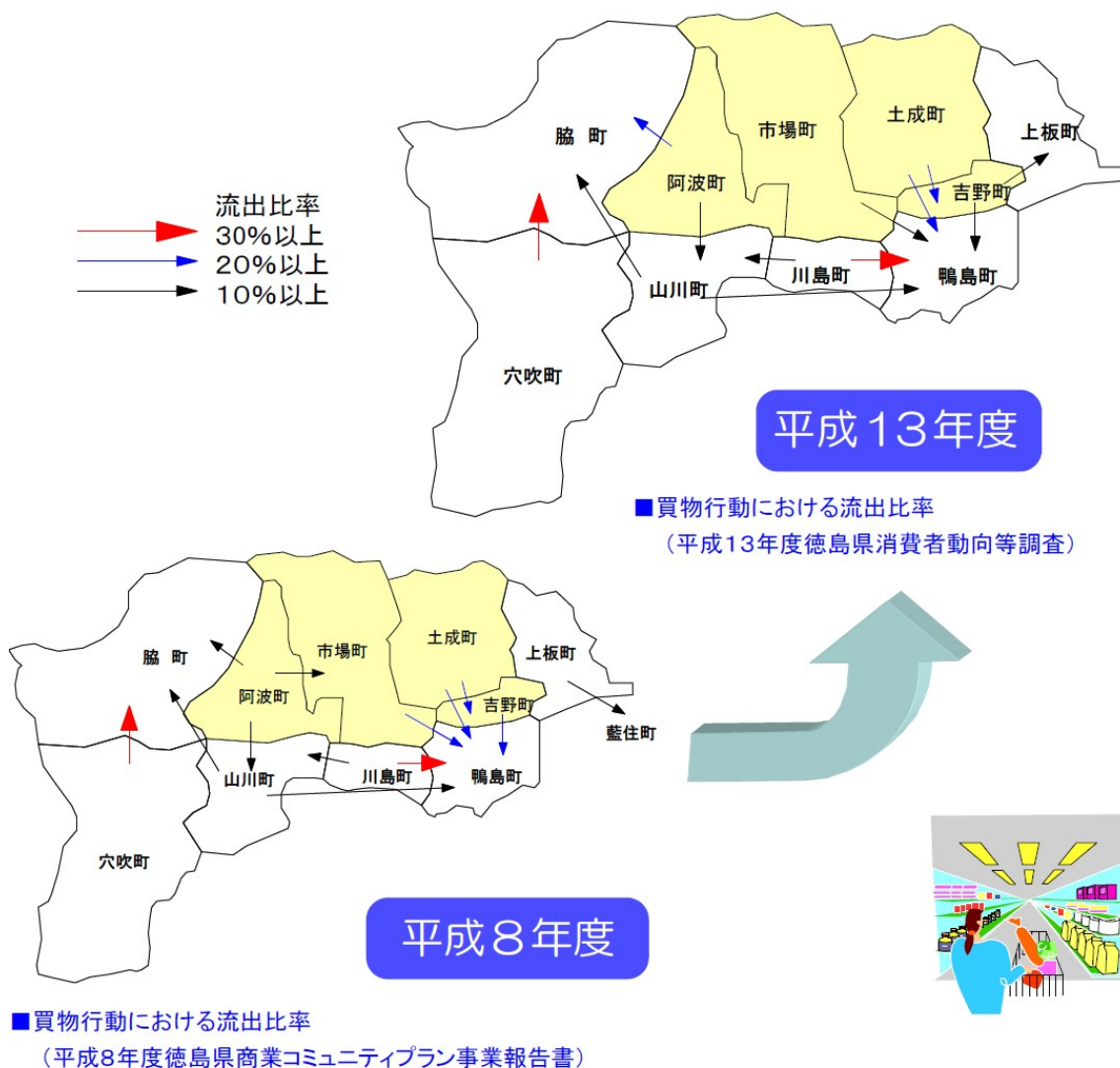


②買物行動

買物行動の状況は、次の図のようになっており、麻植郡鴨島町と美馬郡脇町を中心とした商圈を形成していることがわかります。

あわ北4町内相互での流出・流入は少なく、また、他地域からあわ北4町内への流入はほとんど見られません。

平成8年度と平成13年度との比較では、隣接町間において若干の変化は見られるものの大きな変化はなく、あわ北東部地域における鴨島町を中心とする商圈への流出が見られます。



③日常生活圏とまちづくり

以上のデータ結果から、日常生活圏は一行政区域の域を確実に越えており、あわ北4町及びその周辺地域へと広がっています。このことから、合併後のまちづくりにおいては、日常生活圏があわ北4町をはじめ隣接町も含めた周辺地域へと広がっていることを十分に認識した上で、まちづくりを進めていく必要があると考えます。

また、あわ北4町内における商圈の形成にも努める必要があります。

④広域行政の現状

現在、あわ北4町で町の区域を越えて実施されている広域行政の状況について確認することになります。

あわ北4町の関係する一部事務組合等の状況をみると、4つの事務について同じ町村構成で行われており、他の事務についてもあわ北4町内の複数町で一緒に事務が行われています。

■一部事務組合等の状況

一部事務組合等	所在地	あわ北				吉野川市				名西郡	板野郡		
		阿波町	市場町	土成町	吉野町	鴨島町	川島町	山川町	美郷村	神山村	藍住町	板野町	上板町
徳島中央広域連合（消防等）	鴨島町	●	●	●	●	●	●	●	●				
中央広域環境施設組合（ゴミ処理）	川島町	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●
阿北環境整備組合（し尿処理）	市場町	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
阿北特別養護老人ホーム組合（特養）	市場町	●	●	●	●	●	●	●	●				
阿北火葬場管理組合（火葬場）	市場町	●	●	※1	※1		●	●					
板野郡西部学校給食組合（給食）	上板町	※2	※2	●	●							●	●
板野西部青少年補導センター組合	板野町				●						●	●	●
阿北青少年補導センター	土成町	●	●	●									

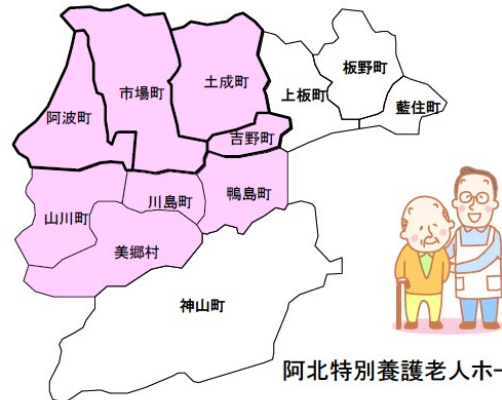
※1 鴨島町と委託契約 ※2 町単独





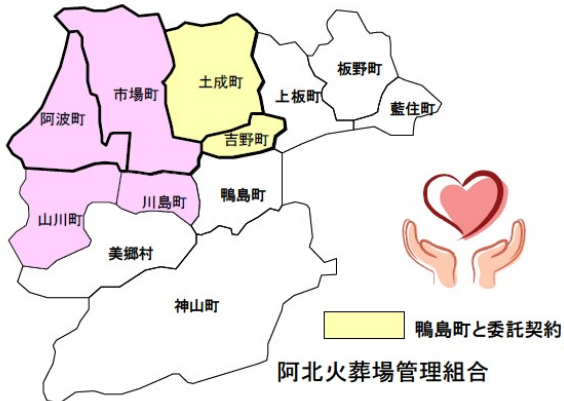
阿北環境整備組合

し尿処理



阿北特別養護老人ホーム組合

特別養護老人ホーム



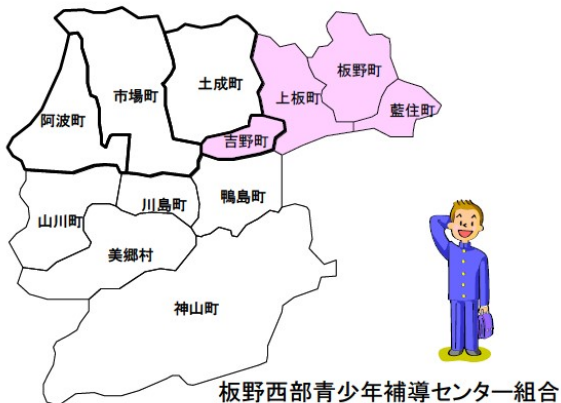
阿北火葬場管理組合

火 葬 場



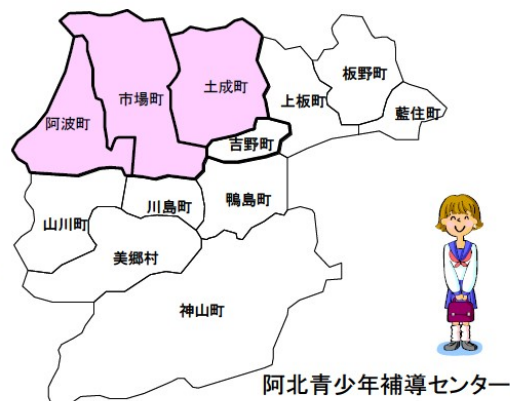
板野郡西部学校給食組合

学校給食



板野西部青少年補導センター組合

青少年に対する補導活動、育成指導



阿北青少年補導センター

青少年に対する補導活動、育成指導

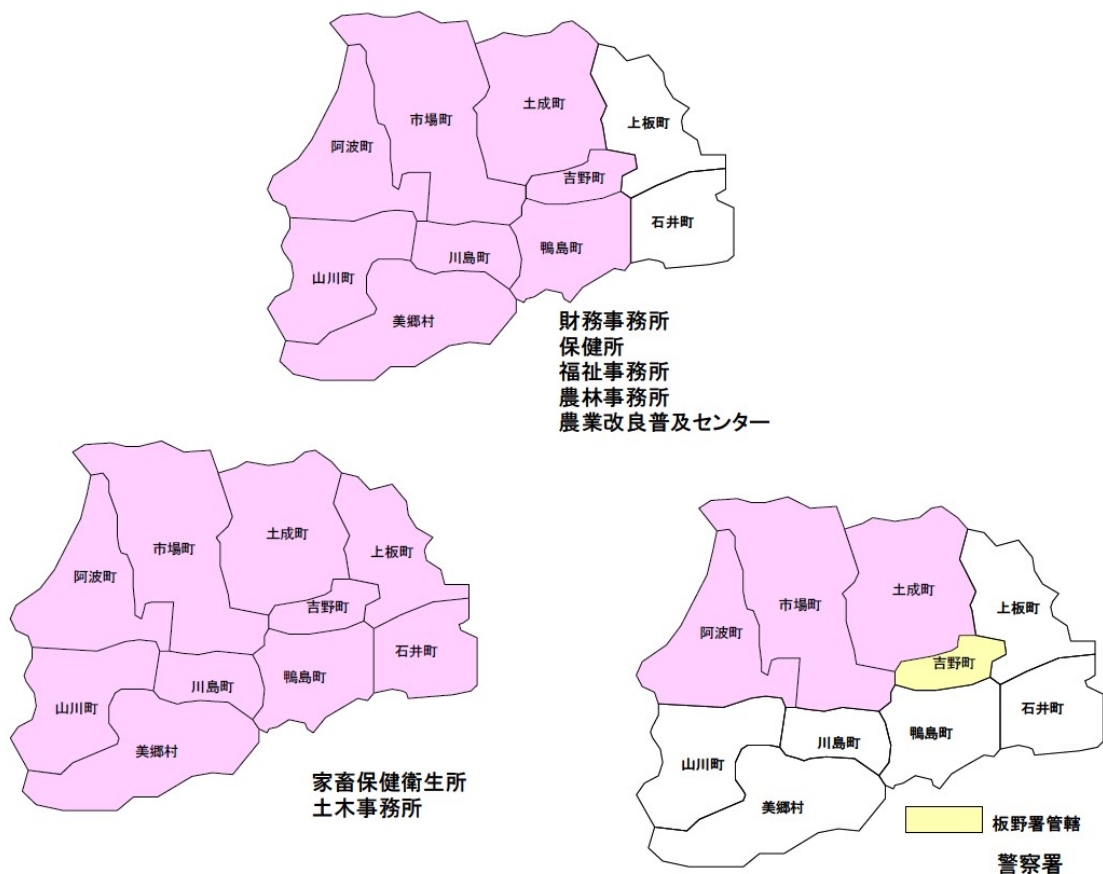
また、県の出先機関等については、警察署を除きあわ北 4 町は各機関ともにすべて同じ所管区域に属しています。

■行政機関等の状況

行政機関	所在地	あわ北				吉野川市				名西郡	板野郡
		阿波町	市場町	土成町	吉野町	鴨島町	川島町	山川町	美郷村	石井町	上板町
財 務 事 務 所	川島町	●	●	●	●	●	●	●	●		
保 健 所	鴨島町	●	●	●	●	●	●	●	●		
福 祉 事 務 所	川島町	●	●	●	●	●	●	●	●		
農 林 事 務 所	川島町	●	●	●	●	●	●	●	●		
農業改良普及センター	川島町	●	●	●	●	●	●	●	●		
家 畜 保 健 衛 生 所	鴨島町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
土 木 事 務 所	川島町	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
警 察 署	市場町	●	●	●	○						

※○吉野町は、板野警察署管轄

■県出先機関等所管区域の状況



これらのことから、あわ北 4 町における事務の調整等が日常的に行われており、地域内の関係は比較的密接であると言えます。このように、あわ北 4 町は行政の単位として強い一体性を有していることが確認できます。

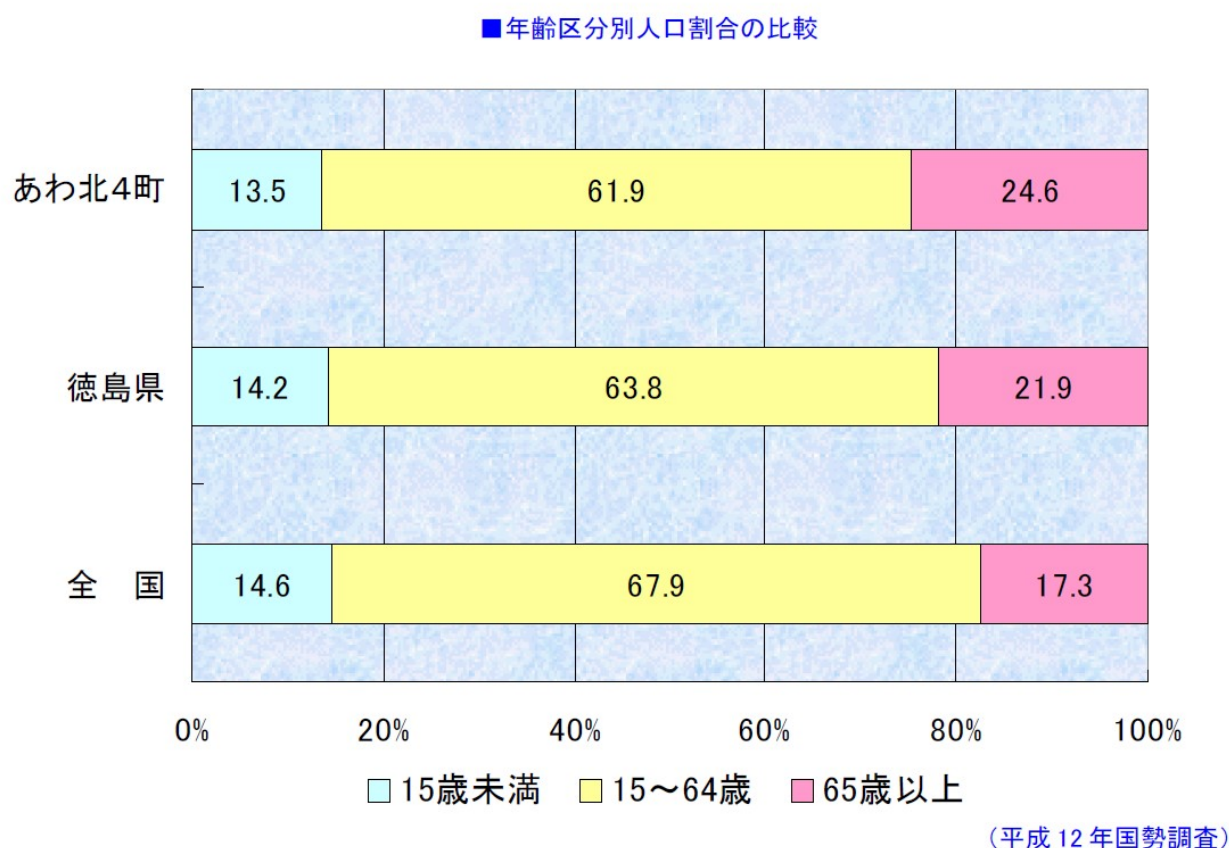
（２）少子・高齢化への対応

少子・高齢化の進展に伴い、医療や保健・福祉ニーズが増大し、それに伴う様々なコストの増大や人的資源の不足が懸念されています。

市町村においては、保健・福祉サービスが円滑に提供できるよう、人材の確保とともに、専門性の向上が求められていますが、市町村の規模や事務の実施体制などによっては、対応が困難な場合も考えられます。

また、生産年齢(15～64歳)人口の減少に伴う地域経済の活力低下や税収の減少なども懸念されており、福祉や教育など基幹的な行政サービスの提供に支障が生じることのないよう、効率的な行財政運営を行う必要があります。

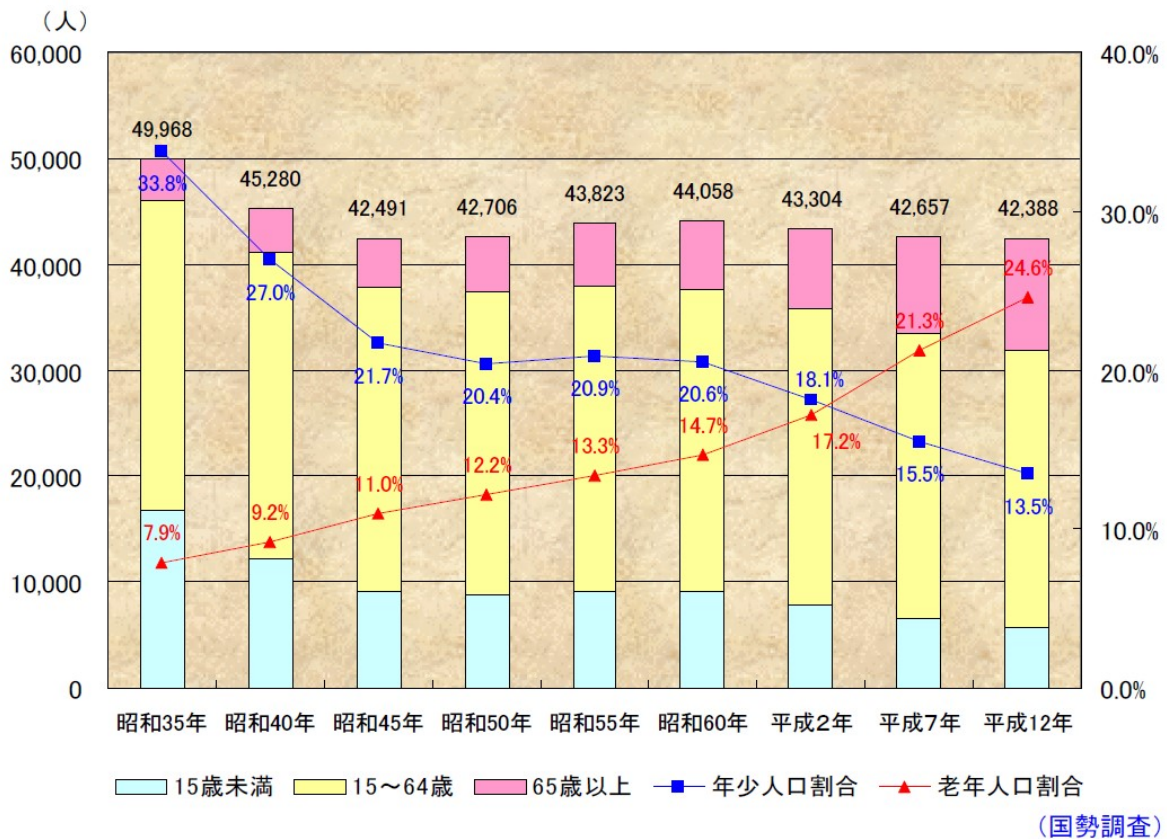
次のグラフや次頁のグラフを見ればわかるとおり、あわ北４町では少子・高齢化が進んでいます。



その速さは国や県の平均を上回り、地域全体の人口における65歳以上の老年人口の占める割合が15歳未満の年少人口の割合を大きく上回っている状況です。地域にとって少子・高齢化の進展は、消費、教育、雇用労働の問題など様々な分野に影響を及ぼします。

さらに、高齢者医療や福祉費の増大が考えられ、地域の活性化や行財政運営の上で非常に厳しい状況にあるといえます。現在、これらに対する早急な対応が求められており、行財政運営においては財政力・行政力の強化を図る必要があります。そのため、市町村合併による規模の拡大が少子・高齢化に伴う行政需要への対応策の一つであると考えられます。

■あわ北4町の年齢区分別人口推移



(3) 地方分権の進展

地方分権一括法が、平成12年4月1日に施行され、地方分権がますます進展してきています。

地方分権時代においては、基礎自治体として総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町村が、自らの判断と責任で地域の特性を十分活かした主体的な地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していかなければなりません。

このためには、行財政基盤の強化や行政の効率化を図ることはもちろん、地域の実情に応じた創意工夫を行い、住民参加のもとで行政サービスや各種施策を自主的・主体的に決定・実施することが求められることとなります。

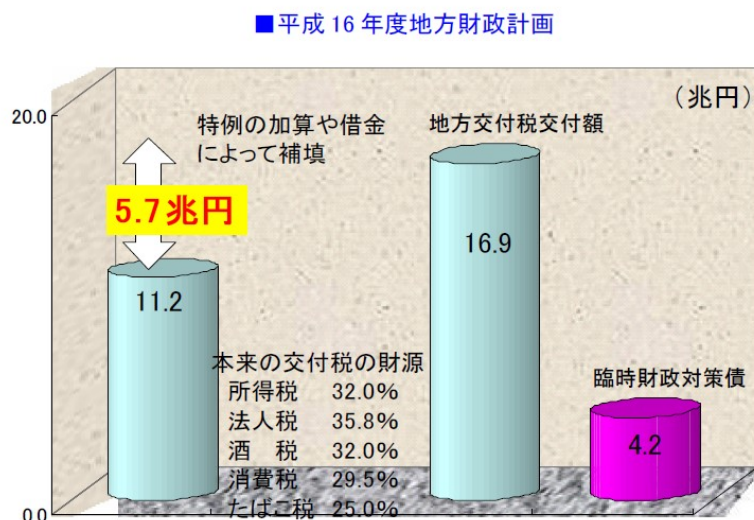
このことは、基礎自治体における自己責任能力が強く求められ、主体的な行政運営の取り組みを行う必要があるということです。権限移譲に伴う事務量の増加への対応や専門分野を担うことができる職員の養成と政策立案能力が要求され、多様化する行政課題への適切な対応が求められています。

権限移譲に対応した要員の確保や専門的人材の育成などを図り、分権時代にふさわしい組織体制を整え、地方分権時代にふさわしい行政サービスを行うためにも市町村合併が必要であると思われます。

(4) 厳しい財政状況

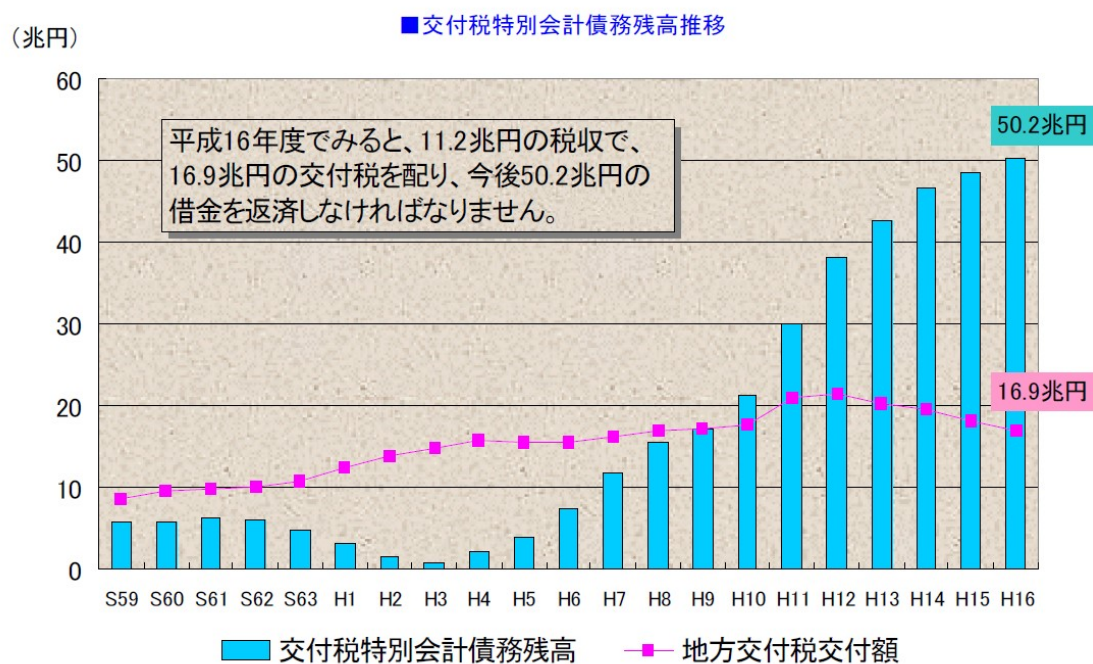
①国の状況

平成16年度地方財政計画においては、地方交付税の原資である法定5税分の税収が11.2兆円であるにもかかわらず、地方交付税の交付額は16.9兆円となっており、差額5.7兆円（率にして3割以上）の収支の不均衡が生じています。



しかしながら、国の財政事情は悪化しており、従来のように国からの財源移転を確保することは次第に困難になってきています。

また、地方交付税特別会計の現状を見たとき、平成16年度末の債務残高は50.2兆円となり、交付税交付額の約3倍、法定5税分の約4.5倍にまで累積しています。

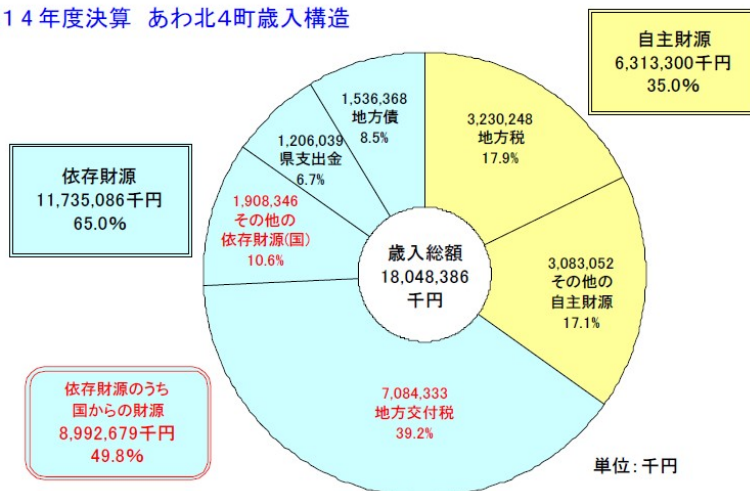


②あわ北4町の状況

あわ北4町の歳入構造を見たとき、国からの財源移転は歳入全体の49.8%（平成14年度決算のあわ北4町計）を占めています。つまり、あわ北4町の財政は、国の財政に大きく依存しているということです。

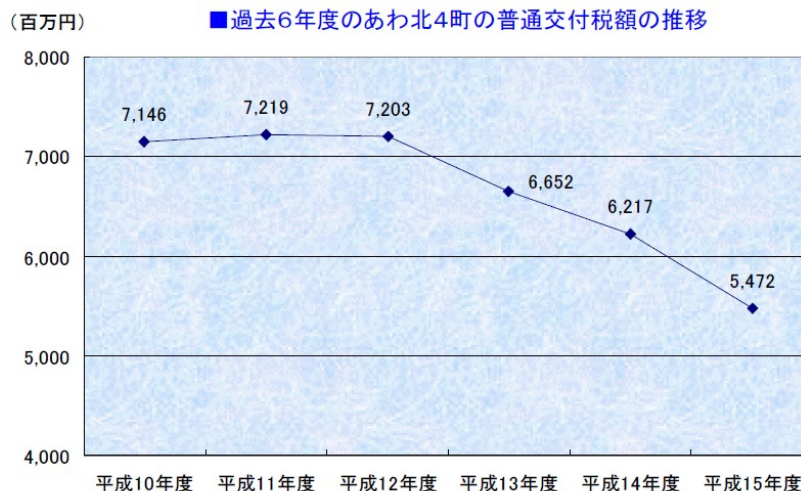
地方交付税を見てみると、地方交付税は歳入全体の39.2%を占め、あわ北4町の財政を支える重要な柱となっています。

■平成14年度決算 あわ北4町歳入構造



- 依存財源とは、国や県の許可や決定によって、交付されたり割当てられたりして入ってくるお金のことをいいます。地方交付税や国庫支出金、町債などがこれにあたります。
- 自主財源とは、町が自主的に集めることができるお金のことをいい、町税、使用料、手数料、財産収入などがこれにあたります。歳入全体に対して自主財源の占める割合が高いほど町として望ましい姿であり、町自身の力が強いと表現できます。

■過去6年度のあわ北4町の普通交付税額の推移



このような状況で、国が地方交付税制度を現状のまま維持することは極めて困難であると考えられます。国・地方を通じた厳しい財政状況が、あわ北4町の財政運営に与える影響は極めて大きく、この財政難時代に対応するためにも行財政の効率化を図ることが必要であり、その方策の一つが市町村合併です。

2 計画の位置づけ

(1) 合併特例法上の位置づけ

このあわ北「新市まちづくり計画」は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項の規定に基づく「市町村建設計画」として策定するものです。

(2) あわ北4町の総合計画との関係

総合計画は、各町において総合的かつ計画的行政運営の指針となりうるものであるため、あわ北「新市まちづくり計画」の内容も、あわ北4町の総合計画で定められている基本理念や施策を十分配慮して策定するものです。

(3) 新市の総合計画との関係

あわ北「新市まちづくり計画」は、合併に際し、住民に対して新市の将来に関するビジョンを示すとともに、マスタープランとしての役割も果たすものであることから、合併後の新市の総合計画策定においても、この計画が尊重され、その趣旨・内容等を活かした形で審議されることを想定しているものです。

3 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、吉野町、土成町、市場町及び阿波町の合併後に新市のまちづくりを推進・整備していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく「まちづくり計画」を策定し、その実現を図ることにより4町の速やかな一体性を促進して、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりの基本方針、新市まちづくりの施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画は、平成17年度から令和7年度までの21か年とします。

(4) 行財政運営の方針

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮することとし、新たな公共的施設を設置する場合には、地域のバランス・財政事情を考慮するものとします。

また、新市の財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営を行うものとします。

Ⅱ あわ北4町の概況

1 あわ北4町の現況

(1) 歴史的経緯

①吉野町

明治22年の新しい市町村制施行に伴い、西条村・五条村の2村が合併して一条村が、柿原村・知恵島村の2村が合併して柿島村がそれぞれ誕生しました。

大正12年2月9日には、一条村に町制が施行され、一条町が誕生しました。

その後、昭和32年3月31日に一条町と柿島村（ただし、大字知恵島を除く）が合併し、現在の「吉野町」が発足しました。

②土成町

明治22年の新しい市町村制施行に伴い、高尾村・宮川内村・吉田村の3村が合併して御所村が、土成村・成當村・浦池村・郡村・水田村・秋月村の6村が合併して土成村がそれぞれ誕生しました。

その後、昭和30年3月31日に町村合併促進法の施行により、御所村と土成村が合併し、現在の「土成町」が発足しました。

③市場町

明治22年の新しい市町村制施行に伴い、市場町・尾開村・香美村・興崎村の4町村が合併して市香村が、山野上村・大野島村・八幡町・伊月村・切幡村・粟島村の6町村が合併して八幡村が、上喜来村・大俣村・日開谷村・犬墓村・大影村の5村が合併して大俣村がそれぞれ誕生しました。

その後、明治40年11月1日に市香村が市場町に改称し、明治41年7月20日には、八幡村が八幡町に改称されました。

その後、昭和30年3月31日に町村合併促進法の施行により、市場町・八幡町・大俣村の3町村が合併し、現在の「市場町」が発足しました。

④阿波町

明治22年の新しい市町村制施行に伴い、勝命村・久千田村・中野村・西野川村の4村が合併して久勝村が、伊沢村・小倉原村の2村が合併して伊沢村が、東林村・西林村が合併して林村がそれぞれ誕生しました。

その後、昭和26年11月3日に久勝村が久勝町に改称し、昭和3年11月10日に林村が林町に改称されました。

その後、昭和30年3月31日に町村合併促進法の施行により、久勝町・伊沢村・林町の3町村が合併し、現在の「阿波町」が発足しました。

(2) 行政区画の変遷

現在のあわ北4町の成立過程は、次表のようになっています。

明治19年当時36町村であったものが、明治の大合併により10村となり、昭和の大合併を経て現在の4町に至っています。

■あわ北4町の行政区画変遷

年代	市町村制施行前の町村名 地方行政区間便覧から 明治19年(1886年)	市町村制施行による町村名 徳島県市町村要覧から 明治22年(1889年)	町村合併促進法 公布時の町村名 徳島県市町村要覧から 昭和28年(1953年)	現 在 平成16年(2004年)	
町 村 名	西 条 村	一条村	一条町 T12.2.9町制	吉野町 S32.3.31合併	
	五 条 村				
	柿 原 村	柿島村	柿島村	S32.3.31合併	
	知 恵 島 村				
	高 尾 村	御所村	御所村	土成町 S30.3.31合併	
	宮 川 内 村				
	吉 田 村				
	土 成 村	土成村	土成村		土成町 S30.3.31合併
	成 當 村				
	浦 池 村				
	郡 村				
	水 田 村				
	秋 月 村				
	市 場 町	市香村	市場町 M40.11.1町制	市場町 S30.3.31合併	
	尾 開 村				
	香 美 村				
	興 崎 村				
	山 野 上 村	八幡村	八幡町 M41. 7.20町制		市場町 S30.3.31合併
	大 野 島 村				
	八 幡 町				
	伊 月 村				
	切 幡 村				
	粟 島 村	大俣村	大俣村		大俣村
	上 喜 来 村				
	大 俣 村				
	日 開 谷 村				
	犬 墓 村				
	大 影 村				
	勝 命 村	久勝村	久勝町 S26.11.3町制	阿波町 S30.3.31合併	
	久 千 田 村				
	中 野 村				
	西 野 川 村				
	伊 沢 村	伊沢村	伊沢村		S30.3.31合併
	小 倉 原 村				
	東 林 村	林村	林町 S3.11.10町制		
	西 林 村				

(3) 位置・地勢

①位置・地勢

あわ北4町は、徳島県中央北部の吉野川北岸に位置し、東は上板町、西は美馬郡、南は麻植郡、北は香川県に隣接しています。

北部の香川県境には讃岐山脈を背負い700メートルにおよぶ緑豊かな山々を有しています。これらの山々を水源として、宮川内谷川、日開谷川、大久保谷川及び伊沢谷川が南に縦貫し、それぞれに南面傾斜の扇状地を形成しています。

吉野川中央部の北岸流域沿いに東西に開けた平野部では、地味肥沃な土壌を活かした高品質な農作物の産地となっています。

気候は温暖で、吉野川を望む美しい豊かな自然とともに、歴史・文化資源にも恵まれ、国の天然記念物である土柱や四国霊場札所をはじめとする名所旧跡が点在しています。

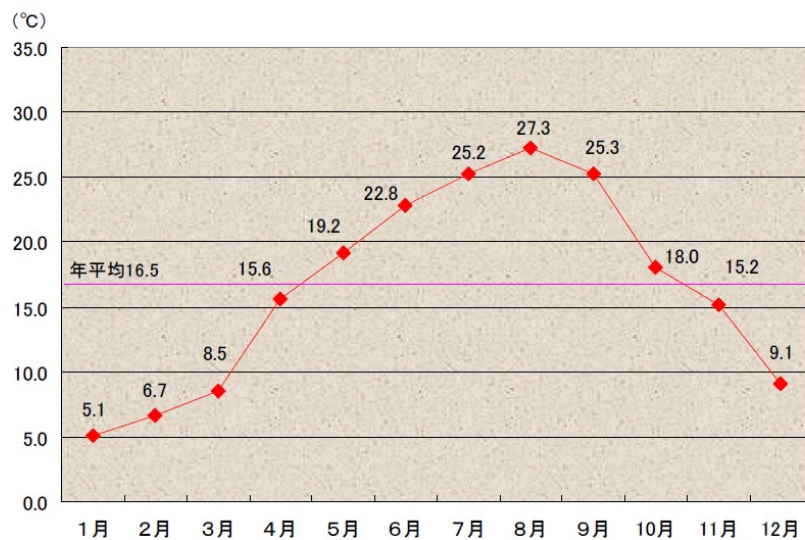
また、この地域は古くから阿波の東西交通の要衝として位置づけられており、現在でも吉野川に沿って東西に徳島市から愛媛県とつながる徳島自動車道や県道・鳴門池田線が整備され、南北には国道318号、県道・津田川島線、県道・志度山川線が香川県と吉野川南岸の国道192号を結んでいます。



②気候

徳島地方気象台の平成15年の1年間の気温の状況及び降水量は次のとおりです。

■あわ北4町の月別平均気温と年平均気温

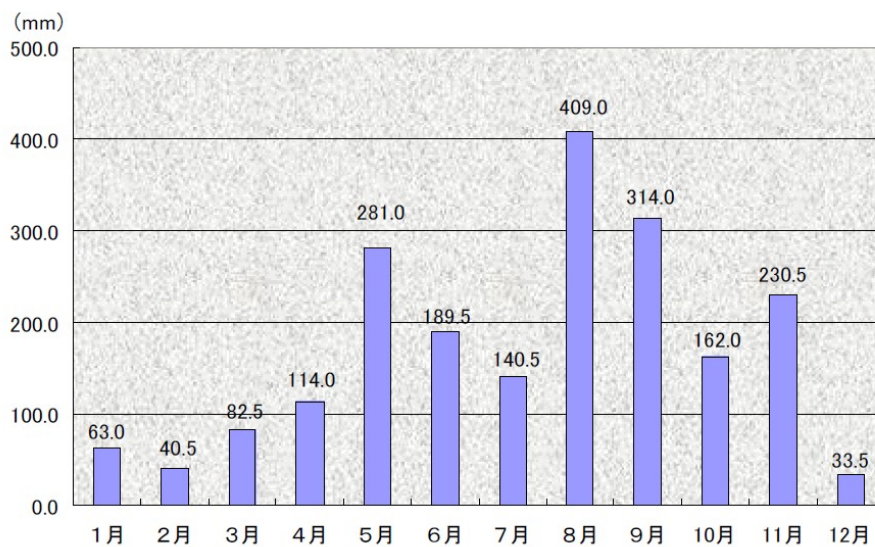


(単位:°C)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
平均気温	5.1	6.7	8.5	15.6	19.2	22.8	25.2	27.3	25.3	18.0	15.2	9.1	16.5

資料 徳島気象台 平成15年

■あわ北4町の月別降水量



(単位:mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
降水量	63.0	40.5	82.5	114.0	281.0	189.5	140.5	409.0	314.0	162.0	230.5	33.5	2,060

資料 徳島気象台 平成15年

（４）人口・世帯

①人口・世帯

平成12年国勢調査によるあわ北４町の人口及び各種世帯数については下の表やグラフのとおりです。

人口は42,388人であり、徳島県内の市町村では小松島市に次ぎ６番目の規模になります。

世帯については12,657世帯で、１世帯当たりの人数の平均は3.32人となっています。

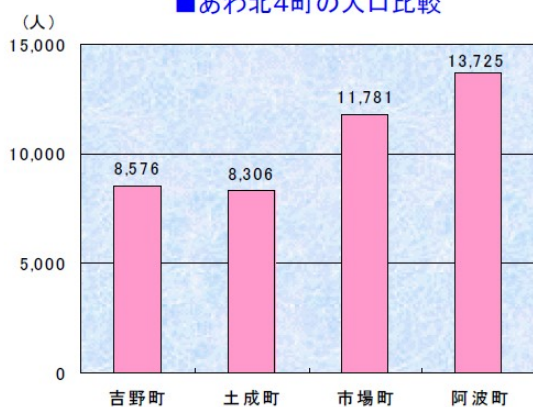
世帯数に対する核家族世帯の占める割合は49.9%であり、世帯数の約半数が核家族となっています。65歳以上の高齢者のいる世帯割合は54.4%と５割を超え、65歳以上の高齢単身世帯の割合は7.5%に達しています。

■あわ北4町の人口、総世帯数等

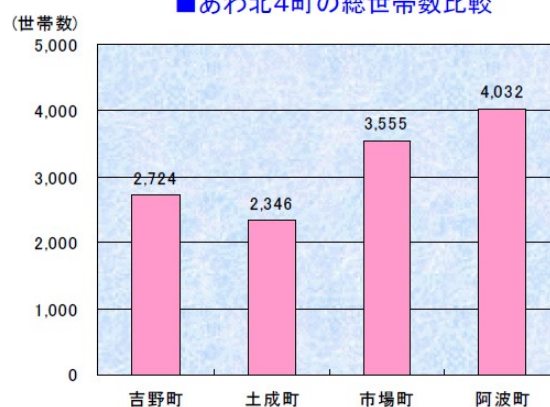
	吉野町	土成町	市場町	阿波町	あわ北4町	徳島県
人 口 (人)	8,576	8,306	11,781	13,725	42,388	824,108
総 世 帯 数 総 数 (世帯)	2,724	2,346	3,555	4,032	12,657	288,808
1 世 帯 あ た り 人 員 (世帯)	3.13	3.51	3.26	3.39	3.32	2.78
核 家 族 世 帯 割 合	54.7%	47.0%	48.1%	50.0%	49.9%	55.7%
65歳以上親族のいる世帯割合	48.3%	58.4%	55.1%	55.7%	54.4%	41.0%
65歳以上親族人員1人世帯割合	7.9%	7.0%	7.9%	7.1%	7.5%	8.1%

平成12年国勢調査

■あわ北4町の人口比較



■あわ北4町の総世帯数比較



②面 積

あわ北４町の総面積は、190.97km²となっており、現在の徳島県内の市町村では６番目の規模となります。

また、可住地面積をみると、89.78km²で、可住地面積割合は47.0%となっています。徳島県の可住地面積割合の平均は24.6% ですので、平野部の多い地域だといえます。

■あわ北4町の面積・可住地面積

	吉野町	土成町	市場町	阿波町	あわ北4町	徳島県
面 積 (km ²)	13.32	56.61	72.46	48.58	190.97	4,145.26
可 住 地 面 積 (km ²)	13.32	20.14	27.37	28.95	89.78	1,021.66
可 住 地 面 積 割 合 (%)	100.0	35.6	37.8	59.6	47.0	24.6

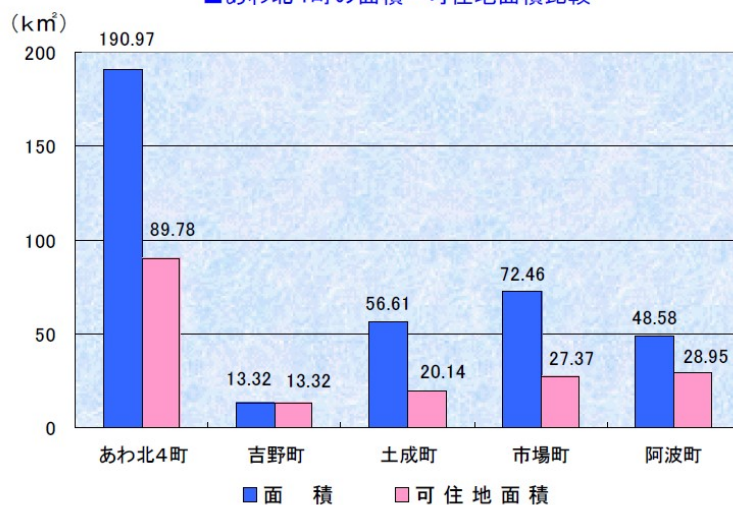
総務省統計局 平成14年社会生活統計指標

- 可住地面積とは、総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いた、人が住み得る土地をいいます。

【可住地面積＝総面積－（林野面積＋主要湖沼面積）】

- 可住地面積割合とは、【可住地面積÷総面積】で算出されます。

■あわ北4町の面積・可住地面積比較



(5) 地域指定

あわ北4町の地域指定の状況を見ると、すべての町で低開発及び農村地域の指定を受けています。

また、土成町及び市場町で準過疎地域の指定を受け、吉野町を除く3町で辺地を有する町としての指定を受けています。

■あわ北4町ので地域指定

	低開発	準過疎	農地	山村	辺地	特農
吉 野 町	●		●			
土 成 町	●	●	●		●	
市 場 町	●	●	●	●	●	●
阿 波 町	●		●		●	

低 開 発 : 低開発地域工業開発促進法により指定

準 過 疎 : 徳島県過疎地域自立促進対策要綱により指定

農 地 : 農村地域工業導入促進法が適用

山 村 : 山村振興法により指定

辺 地 : 辺地特別措置法^{※1}による辺地を有する

特 農 : 特定農山村法^{※2}に基づく指定

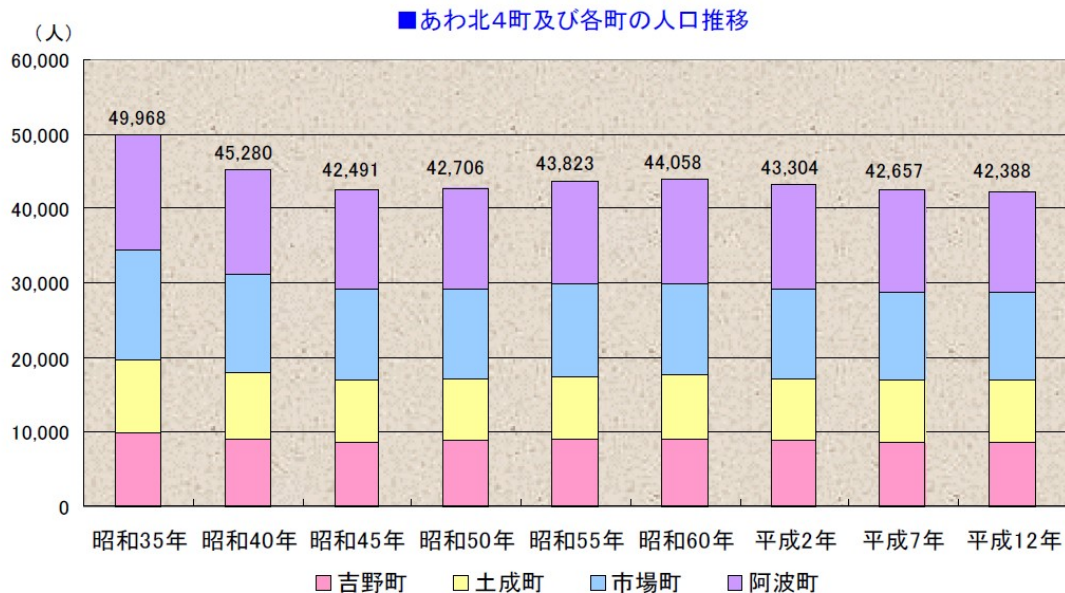
※1 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律

※2 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

2 主要指標の見通し

(1) 人口

あわ北4町の人口は、昭和35年（1960年）に5万人近くありましたが、徐々に減少し始め、昭和50年（1975年）に若干回復したものの昭和60年（1985年）から再度微減に転じ、現在においても減少傾向にあります。



■あわ北4町の人口及び年齢3区分割合の推移

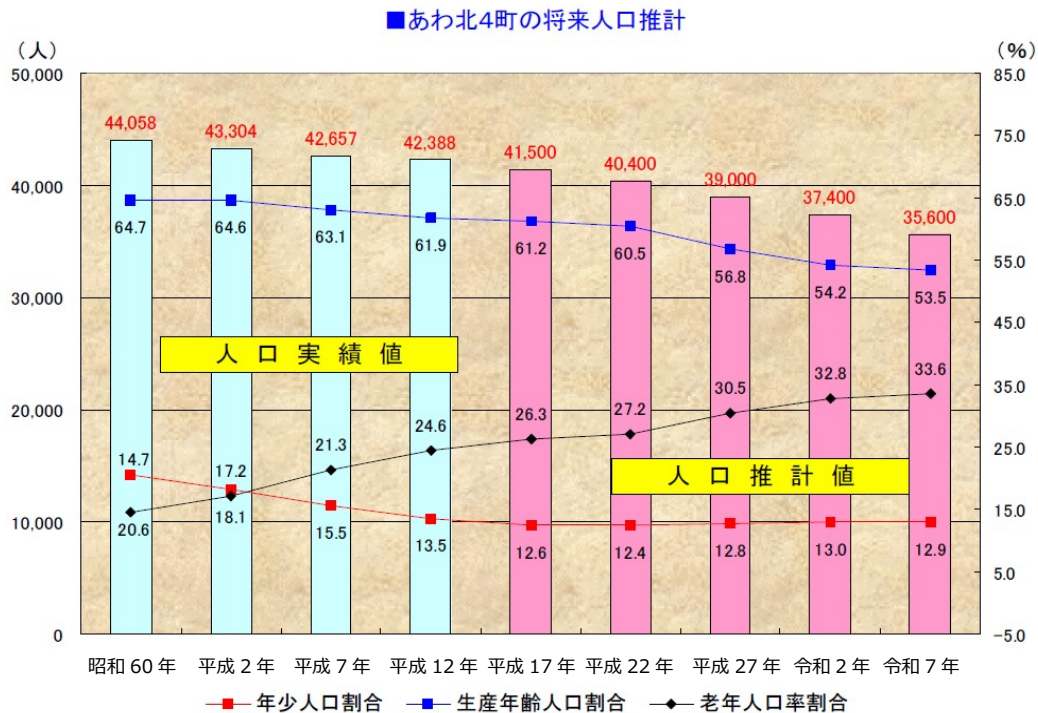
(単位：人、%)

		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
あわ北4町		49,968	45,280	42,491	42,706	43,823	44,058	43,304	42,657	42,388
吉野町	人口	9,776	9,002	8,652	8,854	9,060	8,997	8,803	8,665	8,576
	割合									
土成町	人口	10,010	8,930	8,236	8,257	8,491	8,597	8,461	8,284	8,306
	割合									
市場町	人口	14,752	13,283	12,381	12,084	12,354	12,371	12,055	11,899	11,781
	割合									
阿波町	人口	15,430	14,065	13,222	13,511	13,918	14,093	13,985	13,809	13,725
	割合									
15歳未満	人口	16,893	12,228	9,216	8,709	9,169	9,063	7,842	6,627	5,741
	割合	33.8%	27.0%	21.7%	20.4%	20.9%	20.6%	18.1%	15.5%	13.5%
15～64歳	人口	29,110	28,898	28,606	28,788	28,809	28,518	27,996	26,932	26,219
	割合	58.3%	63.8%	67.3%	67.4%	65.7%	64.7%	64.6%	63.1%	61.9%
65歳以上	人口	3,965	4,154	4,669	5,209	5,845	6,473	7,459	9,087	10,424
	割合	7.9%	9.2%	11.0%	12.2%	13.3%	14.7%	17.2%	21.3%	24.6%

※年齢3区分には区分不詳者を含まないため、3区分の計とあわ北4町人口計が一致しない場合があります。

今後、あわ北4町の人口減少傾向はさらに強まり、今後21年後の令和7年（2025年）にはおおよそ3万5,600人になると見込まれており、あわ北4町の人口は平成12年国勢調査時の約84%まで減少することになります。

一方、年齢別の構成比を見ると、平成2年（1990年）に老年人口割合と年少人口割合が逆転して以来その差は拡がり続け、老年人口割合は令和7年（2025年）には33.6%までに達し、住民の約3人に1人が高齢者で、年少者は7.8人に1人となり、急激に地域の高齢化が進むと見込まれています。



推計の方法

- ・推計値は、コーホート要因法※による財団法人とくしま地域政策研究所の独自推計。
- ・基準人口は、平成12年（2000年）国勢調査実績値。
- ・推計の死亡率・出生率は、国立社会保障・人口問題研究所が平成9年（1997年）5月に作成した「都道府県別将来推計人口」（平成7年（1995年）をベースとするデータ）から徳島県の将来仮定値を使用。

※コーホート要因法

コーホート要因法とは、ある年の男女・年齢別人口を基準人口として、ここに出生率や移動率など4種類の仮定値をあてはめて将来人口を計算する方法である。

コーホート要因法による推計には、基準人口の他、4種類の仮定値として①生残率（1－死亡率）、②出生率、③移動率、④出生性比が必要である。

（２）世帯

世帯の推移を見ると、65歳以上の親族がいる世帯が増加傾向にあり、世帯数に対する割合では、昭和55年が40.0%であったのに対し、平成12年には54.4%と5割を超えています。前述の人口における年齢別構成比の推計結果と考えあわせると、今後、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の占める割合が高くなることについて否定できないと思われます。

■あわ北4町の高齢者のいる世帯の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
65歳以上親族のいる世帯割合	40.0%	42.8%	46.5%	52.5%	54.4%

国勢調査

Ⅲ 新市まちづくりの基本方針

1 新市の将来

(1) 地域を担う人々に求められるもの

今、時代は大きな転換期を迎えており、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

あわ北4町の合併により誕生する新市（以下「阿波市」という。）には、美しい風土、多彩な歴史・文化・伝統など、これからの時代に誇りうる大きな財産がしっかりと継承されています。真の豊かさやゆとりを実感でき、魅力あふれる阿波市を創っていくためには、深い結びつきで歩んできた4町の間関係を大事にしながら、時代の流れをよく見極め、変化には的確に対応する必要があります。

また、地域づくりを展開する過程では、さまざまな困難に直面することが予想されます。けれども、そうした困難を克服することにより、大きな達成感と経験を得ることができ、これが、「人」をつくり、「未来」をつくる原動力ともなります。

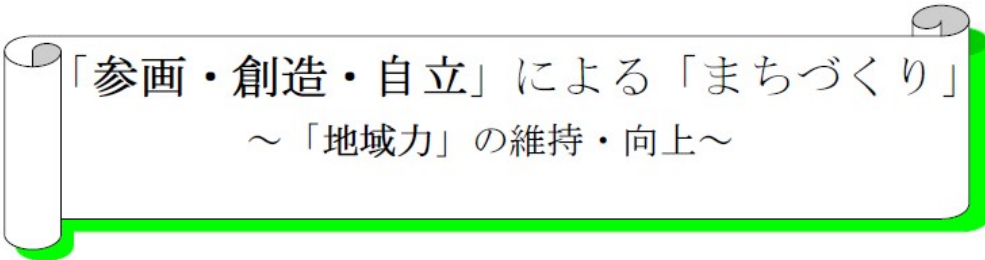
阿波市に住む人々が、主体性を持って社会に参加し、自立し、生きがいを持って生活できる地域を創るために、地域の様々な活動体が持つ総合的な力である「**地域力**」を維持し、さらに高めることが求められています。

そのためには、地域の現状を十分に把握し、個性を大事にしながら地域づくりに対して目標を設定した上で、各種施策を展開する必要があります。

阿波市民の一人ひとりの「意志」と「行動」が未来を拓く大きな可能性につながります。

(2) 阿波市の将来像

阿波市民が、主体的に地域社会に「**参画**」し、お互いに役割を分担しあいながら、ともに地域づくりを進めることが新しい時代の阿波市の「**創造**」に結びついていくものと考えます。その中で創り出された地域の個性や魅力は、地域や人々の「**自立**」をさらに推し進め、次の新たな創造へとつながっていくことになるでしょう。新しい時代に向け、阿波市に住むことが誇りに思える「安全で、安心な、魅力ある」まちづくりを進めます。



「参画・創造・自立」による「まちづくり」
～「地域力」の維持・向上～

2 新市まちづくりの基本理念

目指すべき将来像を踏まえ、阿波市のまちづくりの基本理念を次のように設定します。

● 「阿波市」のまちづくりの基本理念

あすに向かって

“人の花咲く やすらぎ空間” 阿波市

それぞれの言葉には、次のような意味を込めています。

■あすに向かって

市民の暮らしを支える持続可能な地域を未来に向かってつくる。

■人の花咲く

「人」を中心に据え、人々が輝く地域づくりを進める。

■やすらぎ空間・・・生活3空間の創造

阿波市における美しい生活空間と人間が調和した地域づくりを進める。

★すこやか空間

心身ともに健康で、安心と生きがいを持って暮らすことのできる社会をつくる。

→地域力を維持し向上できる市

★かいてき空間

生活する上で、美しく・気持ちよく過ごすことができる社会をつくる。

→豊かな生活空間が創出できる市

★にぎわい空間

明るく活気にあふれ、将来にわたり希望と自信を持つことのできる社会をつくる。

→魅力的で自立した市

3 新市まちづくりの目標

(1) まちづくりの目標

阿波市では「あすに向かって “人の花咲く やすらぎ空間” 阿波市」という基本理念のもとで、市域の均衡ある発展に留意しつつ、市民生活に身近な分野である社会保障の充実や教育・文化の振興、都市基盤の整備などの施策を自然との共生や環境に配慮しながら行います。また、産業や観光の振興、情報化などの施策も積極的に推進します。

まちづくりを展開するにあたり、次の3つを「まちづくりの目標」として掲げます。

まちづくりの目標

- ①地域力を維持し向上できる市を目指して
- ②豊かな生活空間が創出できる市を目指して
- ③魅力的で自立した市を目指して

①地域力を維持し向上できる市を目指して

まちづくりの基本は「人」であり、地域力を養う根本も「人」であります。「人と人」が交流や連携を広げ、協力を深める中で新たな創造が生み出されることにより、次世代に向けた展望が開けます。行政においても「人」を大切にした施策を重視する必要があります。そのためには、「人」が生活するための基本となる体制を整備することが重要です。

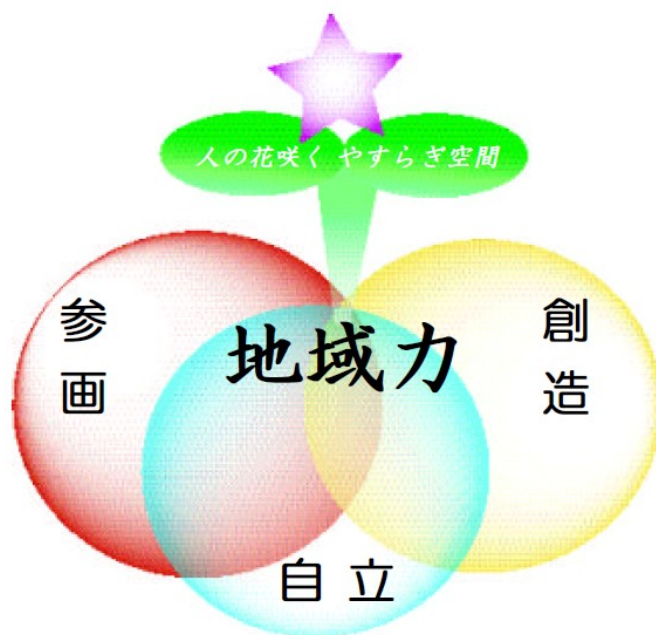
②豊かな生活空間が創出できる市を目指して

地球全体であらゆる生命を維持するための環境を守ることが急務となっており、「人」が生きるための生活空間が脅かされています。地域における生活空間の活用方法や創造方法について深く関わりながら、人間生活を支える環境を保全・創造することが重要です。

③魅力的で自立した市を目指して

多様な人々と交流しながら、ともに歩むことでまちは変わります。そこでは、開かれた行政システムの構築や市民がふれあう場の確保が求められています。

多くの人々が集い、賑わうことで地域が活性化され、明日への活力を生み出すことが重要です。



(2) まちづくりの方向

①地域力を維持し向上できる市を目指して

- 一人ひとりを大切にし、人が輝くまちづくり
- 安全で安心して暮らせるまちづくり

すべての人の個性と人権が尊重され、市民一人ひとりが主体的に行動し、いきいきと活躍できる社会の実現を目指します。

そして、人と人のふれあいや交流を通じて、学びと創造の精神や、心と体の健康、さらに豊かな人間性がはぐくまれる市を目指します。

また、だれもが住み良さを実感でき、住み続けたいくなるようなまちづくりを進め、安全、快適で利便性が高い生活空間を創出し、災害に強いまちづくりを推進します。

さらに、高齢者や障害を持つ人々が安心して生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。

②豊かな生活空間が創出できる市を目指して

- 自然が輝く美しい環境のまちづくり
- 暮らしを支える生活基盤の充実したまちづくり

豊かで美しい自然に誇りと責任を持ち、自然環境の積極的な保全と回復に取り組みます。また、21世紀にふさわしい、自然と人とのより良い関係を構築し、環境と共生できる市を目指します。

周辺市町との連携を強化しながら都市基盤の整備・充実を進め、快適で質の高い生活を生涯にわたって営むことができる地域社会の実現を目指します。

③魅力的で自立した市を目指して

- 賑わいと交流・産業が発展するまちづくり
- 市民に開かれたまちづくり

産業おこしや魅力あふれるまちづくりを進め、地域経済を支える産業が発展し、多くの人々が集い、賑わう市を目指します。

また、行政サービスの効率化を図り、市民に開かれた市を目指します。

IV 新市まちづくりの主要施策

1 施策の体系化

阿波市としての迅速な一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、「あすに向かって “人の花咲く” やすらぎ空間 阿波市」という基本理念を掲げ、その実現に向け、総合的かつ計画的な整備を推進するものであります。

このため、次図のような施策の展開を図ります。

新市まちづくり計画 体系表

目 標	まちづくりの方向	主 要 施 策	基 本 事 業
あすに向かって “人の花咲く やすらぎ空間 阿波市”	① 地域力を維持し 向上できる市を目指して すこやか空間	1 一人ひとりを大切に 人が輝くまちづくり	①ひとづくり ア 人権教育、啓発の推進 イ 男女共同参画社会の実現 ウ 学校教育の充実 エ 生涯学習の推進
		2 安全で安心して 暮らせるまちづくり	②こことからだ づくり ア スポーツ・レクリエーション活動の振興 イ 芸術・文化の振興
		3 自然が輝く美しい 環境のまちづくり	③まちづくり ア 市民活動との協働 イ コミュニティの活性化
	② 豊かな生活空間が 創出できる市を目指して かいてき空間	4 暮らしを支える 生活基盤の充実した まちづくり	④暮らしを支える 体制づくり ア 保健・医療体制の充実 イ 国民健康保険事業の推進 ウ 介護保険の運営
		5 賑わいと交流・産業が 発展するまちづくり	⑤社会保障づくり ア 地域福祉の向上 イ 保育の充実 ウ 子育て支援
		6 市民に開かれた まちづくり	⑥安全対策づくり ア 消防・防災・防犯体制の充実 イ 交通安全対策の推進
	③ 魅力的で自立した 市を目指して にぎわい空間	7 環境の保全と 創造づくり	⑦環境の保全と 創造づくり ア 自然環境の保全 イ 循環型社会の構築 ウ 森林の維持と活用
		8 生活環境づくり	⑧生活環境づくり ア 河川環境の整備 イ 環境衛生対策の充実
		9 生活基盤づくり	⑨生活基盤づくり ア 広域交通ネットワークの形成 イ 生活道路の整備 ウ 効率的・計画的な土地利用
		10 住環境づくり	⑩住環境づくり ア 住環境の整備 イ 上・下水道の整備 ウ 公園・緑地の整備
		11 連携と交流 づくり	⑪連携と交流 づくり ア 地域内交流の促進 イ 観光の振興 ウ 広域交流の促進
		12 産業づくり	⑫産業づくり ア 農業・林業の振興 イ 商業・工業の振興
		13 情報通信 基盤づくり	⑬情報通信 基盤づくり ア 地域の情報・通信ネットワーク充実 イ 情報公開制度の拡充
		14 自立性づくり	⑭自立性づくり ア 行政サービスの効率化

2 まちづくり事業

◆地域力を維持し向上できる市をめざして

(1) 一人ひとりを大切に、人が輝くまちづくり

①ひとづくり

ア 人権教育・啓発の推進

学校・企業・社会などのあらゆる場を通じて人権教育を推進し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、それぞれの分野において、自主的・主体的な取り組みの展開を促すよう啓発活動に努めます。

イ 男女共同参画社会の実現

男女が互いに人権を尊重し、性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮することができる社会を形成するための意識啓発や条件整備を行い、男女共同参画社会の早期の実現を目指します。

また、女性の力を十分に活かしたまちづくりを、関係団体との連携強化を図りながら進めます。

ウ 学校教育の充実

次代を担う子どもたち（幼児・児童・生徒）の心身ともにバランスのとれた発達を促し、自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力を養い、子どもたちの個性をのばす教育環境の向上に努めます。

学校・家庭・社会が一体となり、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めるとともに、子どもたちが安全で快適に生活できる教育施設の整備を促進します。

施設整備に当たっては、学校教育施設の耐震診断を実施しながら、老朽化に伴う施設整備を計画的に進めます。なお、高度情報化社会に対応した利用環境や子どもたちが安心して教育を受けられるようにバリアフリー化を図るなど、学校施設の充実にも努めます。

また、学校給食の内容充実に努めるとともに、新たな給食施設の整備に向けた検討を進めます。

エ 生涯学習の推進

市民が生涯にわたって主体的に学習に取り組むことができる環境づくりを支援するため、市民ニーズに応じた多様な学習機会を提供します。このため、市民団体との連携のもとに指導者の養成・確保やネットワーク化を図りながら、生涯学習関連施設の整備拡充や地域を活かす人材を育成するための「人づくり」や「人材発掘」を進めます。

②こころとからだづくり

ア スポーツ・レクリエーション活動の振興

市民が年齢や体力に応じて気軽に参加できるような環境づくりを進めます。このため子どもからお年寄りまでの誰もが楽しめ、誰でも参加できるスポーツ・レクリエーションの普及に努めるとともに、旧町で行われてきた各種スポーツ大会を新市においても引き続き実施します。

なお、市民の健康を増進するための拠点となる施設整備の検討を進めるとともに、スポーツニーズの変化に対応した関連施設の改修・整備も行います。

イ 芸術・文化の振興

芸術や文化が市民に親しまれ、体験できる機会を創出するために、市民や文化団体等の芸術・文化活動の拠点となる文化施設整備の検討を進めます。

また、次世代に継承するために、伝統ある地域文化の保存や文化財の保護に努めます。

③まちづくり

ア 市民活動との協働

市民のまちづくりへの参加機会を拡大・充実するため、自治会・ボランティア団体などの各種市民団体と連携しながら、役割分担を明確にした協働によるまちづくりを推進します。

また、市民の声を反映したまちづくりを進めるため、広報誌やホームページなどの充実を図るなど、市民と情報の共有化を図ります。

なお、市民の多様な自主活動が普及するように指導者の育成・確保にも努めます。

イ コミュニティの活性化

コミュニティ施設の有効活用や地域におけるまちづくりのリーダーとなる人材の育成に努め、コミュニティの活性化を促進します。

市民相互の連帯意識の高揚を図るとともに、市民による主体的なコミュニティ活動の活性化につなげます。

☆一人ひとりを大切にし、人が輝くまちづくり

【主なまちづくり事業】

施策項目	事業の概要
人権意識の向上	人権教育・啓発の推進
男女共同参画社会の実現	男女共同参画事業の推進、女性の地域活動との連携強化
学校教育の充実	学校の耐震診断、教育環境づくりの推進、学校教育施設整備、学校給食施設の整備
生涯学習の推進	生涯学習講座の充実、生涯学習関連施設の整備拡充
スポーツ・レクリエーション活動の振興	青少年支援体制の充実、スポーツ・レクリエーション活動施設の整備、生涯スポーツの普及・指導者の育成
芸術・文化の振興	文化意識高揚の助長、文化活動・交流の促進、文化施設の整備、地域文化財の保護・保全
市民活動との協働	情報公開制度の促進、広報・広聴活動の充実、市民参画システムの構築、各種団体との協力・連携の強化とリーダーの育成
コミュニティの活性化	コミュニティ活動支援、地域拠点施設の整備

（２）安全で安心して暮らせるまちづくり

④暮らしを支える体制づくり

ア 保健・医療体制の充実

各種検診・健康相談等の疾病予防・健康増進対策や休日・夜間等における救急医療体制などを保健・医療機関との連携・協力により進めるとともに、情報の共有化や協力体制を強化するなど保健・医療体制の充実を図り、市民が日頃から健康管理に努めながら、健康で安心して暮らせる社会を形成します。

なお、市民の健康づくりを総合的に進めるための施設整備も検討します。

イ 国民健康保険事業の運営

健康保険制度の周知徹底を行い、保険税の適正な賦課や収納率の向上に努めるとともに、医療費の適正化対策や保健部門との連携による健康の保持・増進の支援を図りながら国民健康保険事業の健全な運営に努めます。

ウ 介護保険の運営

日常生活において支援を必要とする高齢者が日々安心して生活を送ることができるよう、介護サービスの充実・情報提供や相談体制・サービス評価システムの確立等を進めます。介護保険事業の円滑で効率的な運営と安定した質の高いサービスの提供に努めます。

⑤社会保障づくり

ア 地域福祉の向上

福祉事務所を設置し、福祉行政の一元化・総合（統合）化を図ります。

また、地域福祉推進のため福祉サービスの適切な利用などを盛り込んだ地域福祉計画を策定し、市民福祉意識の向上と各種団体の活動支援を行います。

社会福祉協議会をはじめ、福祉施設・各種福祉団体との連携を強化し、相談業務を充実するとともに、福祉を支える人づくりやボランティア団体の活動を支援します。

高齢者が家庭・地域でいきいきと生活できる環境を整備するため、施策の充実と社会参加を促進します。

ノーマライゼーションの理念のもと、障害者（児）をはじめ、誰もが社会の一員として参加できる地域を目指します。

イ 保育の充実

核家族や共働き世帯などが安心して子育てができるよう、保育所と幼稚園の機能を総合した施設整備を全市に広げるとともに、保護者の多様な保育ニーズに応えるため、保育事業の充実を図るなど、良好な保育環境づくりに努めます。

ウ 子育て支援

市民活動と連携をとりながら、子供が健やかに成長できる環境づくりを推進するため、子育てに関するさまざまな相談や交流の機会を提供するほか、学童保育の充実を図るなど子育て支援体制の拡充に努めます。

⑥安全対策づくり

ア 消防・防災減災・防犯体制の充実

地域の実情に即した地域防災計画や水防計画等を策定し、地域ぐるみの防災意識の啓発・高揚と消防・防災減災体制の充実・強化に努めます。また、必要に応じて施設設備の整備を行います。地域ごとの自主防災組織の積極的な育成と防災資機材の整備に努めます。

また、治山・治水などの防災事業の計画的な実施や公共施設等の耐震診断の計画的な推進により、南海トラフ巨大地震など大災害への適切な対策を講じます。

イ 交通安全対策の推進

交通安全関係団体と連携しながら、交通安全教育を実施し、交通安全意識の高揚や交通マナーの向上に努めます。

また、歩道の整備やカーブミラー・ガードレール・防犯灯等の交通安全施設を整備します。

☆安全で安心して暮らせるまちづくり

【主なまちづくり事業】

施策項目	事業の概要
保健・医療体制の充実	保健・医療機関との連携強化、疾病予防・健康増進対策、保健・医療・福祉のネットワーク化への働きかけ、健康づくり拠点施設の整備
国民健康保険事業	国民健康保険制度の周知徹底、医療費適正化対策
介護保険の運営	介護保険の円滑な運営
地域福祉の向上	地域福祉計画の策定、福祉施設の整備、各種福祉団体・ボランティア団体への活動支援、生きがいづくり施策の充実、ユニバーサルデザインの推進、新障害者計画の策定、地域福祉関係機関との連携強化
保育の充実	ニーズに応じた保育内容・体制の調整・実施 幼稚園・保育所の一元化の推進
子育て支援	子育て支援施設の充実、支援施策の充実
消防・防災減災・防犯体制の充実	防災減災・消防・救急体制の充実、防災減災消防施設及び設備の整備、消防・防災減災・防犯意識の啓発、治山・治水対策、地滑り防止
交通安全対策の推進	交通安全意識の啓発、交通安全施設整備、道路交通環境改善

【県事業】

施策項目	事業の概要
安全対策の推進	総合防災訓練の実施、交通安全施設整備、地すべり防止、治山・砂防、急傾斜地崩壊対策、災害防除

◆豊かな生活空間が創出できる市をめざして

(3) 自然が輝く美しい環境のまちづくり

⑦環境の保全と創造づくり

ア 自然環境の保全

市民一人ひとりの環境保全意識の高揚と自主的な環境保全活動を促進するため、行政・事業者・市民の役割を明確にした環境施策を総合的・計画的に推進し、阿波市の川と緑につつまれた豊かな自然環境や農村景観などの適切な保全と活用に取り組みます。

イ 循環型社会の構築

市民の環境に対する意識の高揚を図りながら、ゴミの減量化・資源化を進め、環境にやさしい資源循環型社会の実現に努めます。

このため、リサイクル事業に対する市民意識の啓発を十分に行い、生ゴミの堆肥化・減量化や家庭から排出される不用品のリサイクルなど、各種リサイクル事業を推進します。

ウ 森林の維持と活用

国土の保全や水源のかん養など、森林資源を有効かつ持続的に利用しながら、森林の多面的な機能の発揮と森林空間・景観等を最大限に活用した森林の維持・増進を図ります。

⑧生活環境づくり

ア 河川環境の整備

市民が身近に憩える河川環境の整備と親水空間の形成に努めます。

また、河川等の水質保全を図るために合併浄化槽等の普及により、生活雑排水等の流入の低減化を図ります。

イ 環境衛生対策の充実

処理施設の広域的な整備によるゴミ・し尿の適正処理に努めます。

☆自然が輝く美しい環境のまちづくり

【主なまちづくり事業】

施策項目	事業の概要
自然環境の保全	環境美化運動の啓発・実施、市民活動との連携強化、環境基本計画の策定、環境保全対策の実施
循環型社会の構築	ゴミの減量化・再資源化の強化
森林の維持と活用	森林景観の保全、森林資源の維持・活用策の検討
河川環境の整備	河川環境の整備、河川浄化事業の検討、河川維持・修繕、急傾斜地崩壊対策
環境衛生対策の充実	ゴミ・し尿処理施設の整備・合併処理浄化槽設置助成

【県事業】

施策項目	事業の概要
河川環境の整備	河川改修

(4)暮らしを支える生活基盤の充実したまちづくり

⑨生活基盤づくり

ア 広域交通ネットワークの形成

高速交通時代における輸送・交通体系の進展に適応した主要幹線道路の整備に努めます。また、高速自動車国道と市街地を結ぶアクセスや他府県とのアクセスを強化するため、スマートＩＣの整備により主要幹線道路の連絡機能の向上に努めます。

イ 生活道路の整備

住民生活に身近で重要な役割を持ち、人やモノの往来がスムーズに行えるための生活関連道路の計画的な拡幅整備や橋梁の耐震化・延命化を行い、円滑な利用と市民の安全を確保します。

ウ 効率的・計画的な土地利用

阿波市の自然・歴史的・文化的環境・風土の保全に努めるため、各種法制度との整合性に留意しながら、長期的な展望に基づく計画的かつ効果的な土地利用を促進します。

また、地籍調査を計画的に進めます。

⑩住環境づくり

ア 住環境の整備

住みやすさと快適さを備えた公営住宅を計画的に整備・供給するとともに、若者の定住促進等のための宅地を確保し、良好な住宅団地の形成に努めます。

市民が快適な生活をおくれるように、衛生的な生活環境の確保と河川や用水路等の水質保全に努めます。

イ 上・下水道の整備

市民の日常生活の維持に不可欠な水の安定供給に努め、上水道・簡易水道需要に対応するための配水管網を計画的に整備します。また、基幹構造物及び設備の整備・統合、水道管路の耐震化等も行います。

生活排水処理対策として、市全体で地域の実情に応じた農業集落排水施設の計画的な整備を検討します。

ウ 公園・緑地の整備

やすらぎと憩いを感じられる生活環境の形成を図るため、公園・緑地の計画的な整備に努めます。

☆暮らしを支える生活基盤の充実したまちづくり

【主なまちづくり事業】

施策項目	事業の概要
広域交通ネットワークの形成	高速道路との連携、スマートICの整備
生活道路の整備	市道・橋梁等の改良整備、橋梁の耐震化・延命化・道路環境の整備、市域内外のアクセス道整備
効率的・計画的な土地利用	遊休地等の活用、農地の土地利用区分の調整、地籍調査
住環境の整備	市営住宅整備、住環境整備
上・下水道の整備	水源の確保、上水道・簡易水道施設・設備の整備・統合、水道管路の耐震化、農業集落排水整備
公園・緑地の整備	公園・緑地の整備、維持・管理体制の充実、緑化推進

【県事業】

施策項目	事業の概要
生活道路の整備	県道整備、橋梁の耐震化・延命化

◆開放的で自立した市をめざして

(5) 賑わいと交流・産業が発展するまちづくり

⑪連携と交流づくり

ア 地域内交流の促進

市民の世代を超えた多様なふれあいや交流を推進するとともに、旧町単位で実施されていたイベント等を共同で開催します。

道路交通網の整備や移動手段を確保することで、市民の交流機会を拡充し、阿波市内における連携・交流を促進します。

また、公共施設の有効利用や機能強化によるコミュニティ施設の充実を図り、市民の交流機会の拡充に努めます。

なお、子どもの通学や高齢者等の通院等の施設利用などを支える利便性の高い交通手段の確保策も検討します。

イ 観光の振興

阿波市の観光資源である美しい自然や歴史的文化財等の活用や基盤整備並びに観光施設の整備充実を進めるとともに、他産業との連携を図った観光を目指します。

また、商工会など各関係機関・団体と連携しながら、旧町で行われてきた各種の祭りや観光イベントを保存・継承します。

ウ 広域交流の促進

国際交流や他地域との地域間交流を通じ、交流人口や関係人口を拡大させる取組みを進めるとともに、国際社会の一員としての役割を果たすことのできる人材を育成し、国際感覚あふれるまちづくりに努めます。

⑫産業づくり

ア 農業・林業の振興

多様化する農産物の需要や産地間競争に対応した収益性の高い農業経営を実現するため、農業における効率的で安定的な生産性の高い経営体の育成と、農業生産基盤を整備し、農業の活性化に努めます。

また、経営感覚にあふれた農家の育成をめざして、農業技術や経営等の各種研修を行い農業後継者の確保・育成に努めます。

林業については、林道・作業道等の基盤整備を進め、生産性はもとより、森林の保全を図るとともに、森林のレクリエーション的な活用など多様な利用を促進します。

イ 商業・工業の振興

商工会や商業団体の組織拡充を図り、経営指導・経営相談の充実を図るとともに、地域と調和した商業を活性化するための検討の場づくりや環境整備に努めます。

工業については、自然環境の保全等に配慮しつつ、地域の特性にあった優良企業を誘致するとと

もに、既存企業の振興に努めることにより地域の活性化を図り、魅力あるまちづくりを進めます。

また、ベンチャービジネス、コミュニティビジネス等の起業や新しいビジネスモデルの転換を促し、就業や交流の場の創出に努めます。

☆賑わいと交流・産業が発展するまちづくり

【主なまちづくり事業】

施策項目	事業の概要
地域内交流の促進	イベントの共同開催、巡回型バスの運行
観光の振興	イベントや祭りの実施・観光PRの促進、伝統芸能の保存・継承、地域に点在する史跡の整備、観光施設の整備
広域交流の促進	情報発信事業、国内・外交流の推進
農業・林業の振興	農道・林道等の農林業生産基盤整備、ため池等整備事業、農林業経営(者)支援、生産・加工・流通基盤の整備事業、農林業の担い手の育成・確保、農産物の高付加価値化、特産品のPR、新たな特産品の開発
商業・工業の振興	企業誘致、企業間交流の場づくり、新たな産業振興方策の検討、商工会との連携

【県事業】

施策項目	事業の概要
農業の振興	農道の整備、ため池等整備事業、県営かんがい排水事業、経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業
林業の振興	林道の整備

(6) 市民に開かれたまちづくり

⑬情報通信基盤づくり

ア 地域の情報・通信のネットワークの充実

公共施設と関係機関を結ぶ地域情報ネットワークを整備するとともに、デジタル地上波放送への対応と地域に密着した情報提供手段としてCATVの整備やICTを活用した情報通信基盤などの拡充に努めます。

イ 情報公開制度の拡充

個人情報の保護に留意しながら円滑な情報公開の促進と市民と行政の意見が反映される開かれた行政運営に努めます。

市民からの意見・提案を的確に把握するとともに市政に反映しながら、市民の目線に立った行政運営に努めます。

⑭自立性づくり

ア 行政サービスの効率化

多様化・高度化する行政ニーズに対応した効率のよい事務事業の実施、将来を見据えた健全な財政運営、行政内部の情報ネットワークの構築による情報の共有や高度利用を図ることにより、行政

運営を効率化・透明化することにつなげます。

また、本格的な高度情報化社会の到来を踏まえた電子自治体への対応についても、国や県の動向を注視しながら進めます。

市民にとって利便性の高いサービスが提供できるように、庁舎等の整備を進め、自立した阿波市を目指します。

☆市民に開かれたまちづくり

【主なまちづくり事業】

施策項目	事業の概要
地域情報・通信ネットワークの充実	ケーブルテレビの整備、IT普及・啓発事業、各種情報管理システム構築
行政サービスの効率化	人材育成、文書管理システム、各種情報管理システム構築、庁舎等の整備

V 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次、統合整備を図っていきます。統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、既存の公共的施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、市民サービスの低下を招かないよう配慮します。

新たな公共的施設の整備についても、公共施設等総合管理計画及び個別管理計画に基づき、財政状況も踏まえ、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用し、計画に基づく公共施設等の集約化・複合化や転用または除却を行うことで、効率的な整備に努めます。

また、市民生活に密着した行政サービスを提供するため、旧庁舎周辺の公共施設を支所とすることで市民の利便性を確保します。

Ⅵ 財政計画

基本的な考え方

1 位置づけ

財政計画は、合併後の新市の財政運営の見通しをたてるため、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づき作成するものです。

2 計画期間

この計画の計画期間は、平成17年度～令和7年度までの21年間とします。

3 対 象

この計画は、普通会計を対象として作成します。

4 留意点

この計画は、歳入・歳出それぞれ各科目ごとに、現況や過去の実績や経済情勢等を勘案しながら推計し、「新市まちづくり計画」に掲載した主要事業の財源を裏付けるとともに、合併に伴う主な節減経費、国・県の財政支援措置等を考慮し、全体的な方向性を示すものとして作成します。

1. 歳 入

(単位：百万円)

区	分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市	税	3,218	3,155	3,503	3,582	3,447	3,464	3,467	3,455	3,493	3,530	3,502
地 方 譲 与	税	588	579	300	294	275	267	266	249	237	226	236
利 子 割 交 付 金		27	18	24	24	21	18	16	12	10	8	8
配 当 割 交 付 金		9	14	19	7	6	8	14	13	24	44	35
株式等譲渡所得割交付金		17	15	12	3	3	21	26	23	73	28	35
法 人 事 業 税 交 付 金												
地 方 消 費 税 交 付 金		331	332	321	291	298	292	299	295	289	363	645
ゴルフ場利用税交付金		42	45	48	48	49	46	45	44	44	38	38
自 動 車 取 得 税 交 付 金		122	116	101	96	63	51	46	52	48	20	33
自動車税環境性能割交付金												
地 方 特 例 交 付 金		94	74	24	38	51	55	48	8	8	9	9
地 方 交 付 税		7,362	7,054	7,133	7,443	7,621	8,375	8,505	8,410	8,378	8,438	8,656
交通安全対策特別交付金		9	10	9	9	9	8	8	9	8	7	7
分 担 金 及 び 負 担 金		87	185	135	145	149	77	70	60	63	52	50
使 用 料 及 び 手 数 料		461	408	497	580	572	578	583	579	575	588	564
国 庫 支 出 金		1,818	1,820	1,640	1,568	3,251	2,754	2,421	2,186	2,749	2,398	2,535
県 支 出 金		1,564	760	1,036	893	1,105	1,216	988	1,000	1,131	1,252	1,442
財 産 収 入		21	316	20	35	29	28	26	23	30	24	32
寄 附 金		0	0	0	1	2	2	2	2	2	2	4
繰 入 金		1,176	1,033	1,091	1,043	1,030	831	1,298	1,419	905	1,799	924
繰 越 金		424	503	589	421	625	952	869	793	1,087	924	672
諸 収 入		211	180	222	273	241	261	373	285	250	361	316
市 債		1,420	1,809	4,487	1,313	1,728	2,019	2,307	2,117	3,162	5,767	1,245
歳 入 合 計		18,999	18,426	21,211	18,107	20,575	21,323	21,677	21,034	22,566	25,878	20,988

2. 歳 出

(単位：百万円)

区	分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人 件 費		4,225	3,944	3,838	3,728	3,540	3,487	3,479	3,371	3,152	3,145	3,171
物 件 費		1,945	1,667	1,832	1,799	2,155	2,052	2,214	2,137	2,265	2,665	2,681
維 持 補 修 費		88	82	79	76	74	92	103	120	124	129	130
扶 助 費		2,122	2,278	2,334	2,381	2,455	2,990	3,138	3,198	3,147	3,284	3,206
補 助 費 等		2,209	2,083	2,267	2,376	3,055	2,227	2,577	2,255	2,208	2,170	2,330
普 通 建 設 事 業 費		2,067	3,171	5,327	1,381	2,532	2,663	2,524	2,872	4,579	7,515	2,227
災 害 復 旧 事 業 費		574	2	28	0	78	25	19	19	0	20	31
公 債 費		2,273	2,175	2,226	2,130	2,119	2,198	2,184	2,019	2,021	2,094	2,410
積 立 金		1,646	1,093	1,417	2,060	2,000	2,927	2,800	2,082	2,225	2,190	2,133
投資及び出資金・貸付金		2	1	2	5	2	2	2	2	119	138	43
繰 出 金		1,345	1,341	1,440	1,546	1,613	1,792	1,844	1,872	1,802	1,856	1,925
歳 出 合 計		18,496	17,837	20,790	17,482	19,623	20,455	20,884	19,947	21,642	25,206	20,287

1. 歳 入

(単位：百万円)

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市 税	3,526	3,627	3,591	3,607	3,570	3,427	3,431	3,434	3,438	3,441
地 方 譲 与 税	234	233	236	240	250	250	253	253	255	255
利 子 割 交 付 金	3	9	9	4	3	3	3	3	3	3
配 当 割 交 付 金	24	30	24	27	24	24	24	24	24	24
株式等譲渡所得割交付金	15	29	21	14	13	13	13	13	13	13
法 人 事 業 税 交 付 金					10	10	10	10	10	10
地 方 消 費 税 交 付 金	574	580	595	553	650	650	650	650	650	650
ゴルフ場利用税交付金	34	33	32	32	31	31	30	29	29	28
自動車取得税交付金	37	48	52	27	0					
自動車税環境性能割交付金				7	18	18	18	18	18	18
地 方 特 例 交 付 金	10	12	14	106	26	26	27	27	28	28
地 方 交 付 税	8,507	8,272	8,059	7,972	7,590	7,200	7,281	7,279	7,173	7,274
交通安全対策特別交付金	7	6	6	5	5	5	5	5	5	5
分 担 金 及 び 負 担 金	57	61	82	80	65	66	66	67	67	68
使 用 料 及 び 手 数 料	569	568	525	493	459	461	461	461	461	461
国 庫 支 出 金	2,220	2,107	2,079	2,758	6,793	2,528	2,511	2,511	2,517	2,514
県 支 出 金	1,255	1,292	1,342	1,758	1,680	1,758	1,767	1,766	1,766	1,765
財 産 収 入	36	39	41	220	194	194	194	194	194	194
寄 附 金	83	51	66	74	68	68	68	68	68	68
繰 入 金	1,183	1,774	1,368	2,097	1,216	465	256	175	162	172
繰 越 金	701	608	766	717	652	0	0	0	0	0
諸 収 入	305	295	298	190	116	116	116	116	116	116
市 値	970	1,536	1,309	3,154	2,460	1,889	1,479	1,449	1,330	1,067
歳 入 合 計	20,350	21,210	20,515	24,135	25,893	19,202	18,663	18,552	18,327	18,174

2. 歳 出

(単位：百万円)

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人 件 費	3,036	3,131	3,090	3,072	3,560	3,596	3,632	3,668	3,705	3,742
物 件 費	2,803	2,797	2,761	2,756	2,720	2,281	2,293	2,304	2,316	2,327
維 持 補 修 費	119	133	132	136	137	141	145	150	154	159
扶 助 費	3,409	3,329	3,433	3,490	3,790	3,828	3,866	3,905	3,944	3,983
補 助 費 等	2,262	2,267	2,454	2,514	6,350	2,216	2,216	2,216	2,216	2,216
普 通 建 設 事 業 費	1,664	2,375	1,804	5,153	3,027	1,797	1,092	1,040	932	786
災 害 復 旧 事 業 費	6	3	24	21	29	0	0	0	0	0
公 債 費	2,686	2,713	2,684	2,635	2,401	2,433	2,565	2,464	2,286	2,121
積 立 金	1,704	1,672	1,394	1,583	1,678	699	642	582	541	597
投資及び出資金・貸付金	125	60	51	104	172	172	163	163	163	163
繰 出 金	1,928	1,965	1,971	2,019	2,029	2,039	2,049	2,060	2,070	2,080
歳 出 合 計	19,742	20,445	19,798	23,483	25,893	19,202	18,663	18,552	18,327	18,174